

東庄町行政改革大綱

(平成17年度～平成21年度)



平成18年3月

東庄町

東庄町行政改革大綱

I 基本的な考え方

東庄町は、平成12年度に抜本的な組織の見直しを行い、平成13年4月1日から町長事務部局9課2事業所を4課2事業所に、教育委員会部局2課1事業所を1課にそれぞれ統合した。また、係は全体で31係を24係に統合した。これにより縦割り行政の弊害を排除し、柔軟且つ横断的な業務の遂行を目指すこととした。この効果は、職員の応援協力体制の強化とともに、職員数の削減に直結し、平成13年4月1日現在の職員数202人から、平成17年4月1日現在の職員数186人と16人(7.9%)の減少となった。千葉県の取りまとめによると、過去3年間の職員数の削減率で、本町は、一般行政部門で76市町村中3位(11人、11.1%)、全職員数の削減率で同7位(14人、7.0%)に位置している。人件費としては、普通会計ベースで平成12年度と平成16年度を比較し、約8000万円の縮減、全体の構成比で5%の縮減となっている。職員数の削減はこのように、特筆すべき事項であるがこの他、過去5年間において、補助金等の一律削減、管理職手当の引き下げ、旅費日当の廃止、未利用財産の売り払い等行政改革の推進を図っている。

一方、今日の市町村行政を取りまく現状を見ると、平成の大合併が大きな進展をみせ、市町村数は、平成11年3月末の3232市町村から、平成18年3月末には4割減の1821市町村になる見込みである。また、国の進める「三位一体の改革」により地方交付税の大幅な削減が予想されるとともに、農村地域における税源移譲後の税財源規模縮小が懸念されるところである。

このような中で本町は、様々な合併議論を経た後、当面単独による行政運営を進めることになった。収入の大幅な減少を覚悟しつつ、市町村業務の高度・多様化、高齢社会に対応するための制度設計など山積する課題に取り組まなければならない。

こうしたことから、町が担う分野、民間が担う分野、自治会やボランティア、町民に負担を願う分野等を明らかにしつつ、更に徹底的な行財政改革の推進を図る必要がある。とりわけ、財政の状況等に関し説明責任を果たし、町民に理解

を得るとともに、事務事業の徹底的な見直し、職員の計画的な定員管理と人件費の更なる削減を目指していくことにより、簡素で効率的な行政運営の確立に努めていかなければならない。このような観点に立って、町民の監視のもと、職員一丸となって行政改革に取り組むものとする。

本大綱の計画期間は平成17年度を初年度とし、平成21年度までの5ヵ年とする。

なお、具体的な取り組みについては、東庄町行政改革集中プランを策定、公表し着実な行政改革の推進を図るものとする。

II 行政改革の推進項目

1 定員管理の適正化

定員適正化計画を策定し、計画的な職員数の削減に努める。

2 給与の適正化

- ①特殊勤務手当、管理職手当、住居手当等、各種手当を抜本的に見直し、給与の適正化を図る。
- ②高齢層職員の昇給制度を見直す。
- ③人事評価システムを構築し、評価を給与や昇給等に反映させることにより公平で公正な人事評価を行う。
- ④収入役を廃止する。

3 民間委託等の推進

- ①公の施設について、管理のあり方についての検証を行う。行政としての関与の必要性、直営で行うか、指定管理者制度を活用するか等を検証する。
- ②給食センターの外部委託について検討する。

4 事務事業の再編、整理、廃止・統合

- ①本町は合併協議の際、各課において所管事業について洗い出しを行い

調整方針等を協議した。この時の比較検討によって蓄積されたデータを基に、所管する事務事業の全てについて見直しを行い、継続、廃止、拡充、縮小等の方向付けを行う必要がある。

②公用車の管理一元化を実施し、利用状況に即した計画的な廃車・購入を行う。

③公園の管理一元化により、発注方法等の効率化を図る。

④公共施設の使用料の徴収基準が施設によって異なるので、統一を図るよう検討する。

⑤遊休土地等の有効活用と未利用地の売却等処分を検討する。

⑥各種団体補助金等を当初の事業目的と照らし合わせ、見直す必要がある。一度全廃することを原則とし、事業目的達成のため、必要と認められる団体について、充分精査の上申請を受け付けることとする。

5 財政の健全化

行政改革の具体的な取り組みによって歳入の確保と歳出の削減を図り計画的な収支改善を図る。

6 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業等の経営については、独立採算の観点から、健全な事業運営と、安定したサービスの供給に努める。